

# 川口市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成14年3月29日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(市長との協議)

第3条 条例第3条第2項（条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出は、様式第1号の協議書により行うものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める日は、申請予定日（同項第4号の申請予定日をいう。以下同じ。）の120日前の日とする。

3 条例第3条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置の計画に係る土地（以下「計画地」という。）の地目

(2) 墓地等を経営し、又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設（以下「墓地の区域等」という。）を変更する理由

(3) 条例第4条第1項（条例第15条において準用する場合を含む。）の標識（以下「標識」という。）の設置予定日

(4) 条例第5条第1項（条例第15条において準用する場合を含む。）の説明会（以下「説明会」という。）の開催予定日

(5) 工事着手予定日及び工事完了予定日

4 条例第3条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 墓地等の経営の計画の収支見込書及び資金計画書

(2) 前号の資金計画書における自己資金等を証する書類

(3) 負債（墓地等の設置に要する費用に係るものを除く。）を有する場合は、そ

の額及び明細等を記載した書類

(4) 財産目録及び収支計算書

(5) その他市長が必要と認める書類

5 条例第3条第3項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 宗教法人にあっては宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第2項第1号の規則の写し、公益社団法人又は公益財団法人にあっては定款の写し

(2) 計画地の登記事項証明書

(3) 計画地の地積の測量図

(4) 計画地及び隣接地の公図の写し

(5) 墓地等の設置場所の見取図（縮尺25,000分の1以上のもの）

(6) 墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）

(7) 火葬場にあっては、その敷地の周囲300メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）

(8) 墓地にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図

(9) 納骨堂にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに納骨装置の設計図

(10) 火葬場にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに火葬炉の設計図

(11) 墓地の区域等を変更する場合にあっては、既存の墓地等についての前3号に掲げる書類

(12) 墓地又は納骨堂を經營しようとする宗教法人にあっては、墓地又は納骨堂を使用する意思を有する者の名簿

(13) 代理人による場合にあっては、代理権を証する書類

(14) その他市長が必要と認める書類  
(標識の設置等)

第4条 標識の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 標識は、計画地が道路に接する部分（計画地が2以上の道路に接するときは、

それぞれの道路に接する部分)に設置しなければならない。ただし、これにより  
難しいときは、市長が認める場所に設置することができる。

3 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、  
標識に表示された文字が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えな  
なければならない。

5 条例第4条第1項の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。

6 条例第4条第2項(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定によ  
る届出は、様式第3号の届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。  
い。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

(説明会の開催等)

第5条 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請予定者

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の構造設備の概要

(4) 墓地等の維持管理の方法

(5) 工事着手予定日及び工事完了予定日

(6) 工事の方法及び安全対策の概要

(7) 条例第6条第1項(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定  
による意見の申出の期限及び方法

2 申請予定者は、説明会の開催を周知させるため、あらかじめ必要な措置を講ず  
るよう努めるものとする。

3 条例第5条第1項の近隣住民等は、次に掲げる者とする。

(1) 墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の  
土地又は建物の所有者

(2) 火葬場にあっては、その敷地の周囲300メートル以内の土地又は建物の所  
有者

(3) 前2号に掲げる土地又は建物の占有者その他墓地等が経営されることにより、前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

4 条例第5条第1項の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。

5 条例第5条第2項の規則で定める事項は、第3項第1号又は第2号に掲げる者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所とする。

（意見の申出の期限等）

第6条 条例第6条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られたものに限る。

（緑地及び駐車施設の基準）

第7条 条例第8条第1項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により墓地の敷地内に設ける緑地は、次に掲げるものとする。

(1) 樹木が生育する区画された土地（条例別表第2墓地の項第1号の規定により樹木の垣根等を設ける部分を除く。）であって、次の基準のいずれかに適合するもの又は樹冠の面積から判断してこれと同等であると認められるもの

ア 10平方メートル当たり高木（樹高が3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。

イ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が20本以上あること。

(2) 低木又は芝その他の地被植物（手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている土地（条例別表第2墓地の項第1号の規定により樹木の垣根等を設ける部分を除く。）

2 条例第8条第1項の規定により墓地の区域内に設ける緑地の面積は、墓地の総面積の20パーセント以上の面積とする。

3 条例第8条第2項の自動車の駐車のための施設の規模は、墓地にあっては墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数の自動車を駐車させることができ

る規模とし、納骨堂にあつては納骨壇の数に0.03を乗じて得た数以上の台数の自動車を駐車させることができる規模とする。

(経営許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定による申請は、様式第4号の申請書により行うものとする。

2 条例第9条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 墓地等を設置しようとする土地（以下「予定地」という。）の地目
- (2) 第3条第3項第2号及び第5号に掲げる事項

3 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第3条第5項第1号、第6号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる書類
- (2) 予定地の地積の測量図
- (3) 予定地及び隣接地の公図の写し
- (4) 宗教法人が経営しようとする墓地及び納骨堂にあつては、予定地が条例別表第1墓地の項第4号又は納骨堂の項第2号に規定する土地であることを証する書類

(経営許可の基準等)

第9条 条例第10条第1項第3号及び条例第18条第1項の規則で定める基準は、別表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める事項に関する条項が含まれていることとする。

2 条例別表第1墓地の項第1号の規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は市がこれに類するものとして管理している土地
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院  
（許可書の様式等）

第10条 条例第11条第1項（条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を除く。）の許可書の様式は様式第5号のとおりとする。

2 条例第14条第4項及び第9項において準用する条例第11条第1項の許可書の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 条例第11条第1項（条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の決定の通知は、様式第7号の通知書により行うものとする。

（工事の着手の届出）

第11条 条例第12条（条例第14条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。

（工事の完了検査等）

第12条 条例第13条第1項（条例第14条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第9号の届出書により行うものとする。

2 条例第13条第2項の工事完了検査済証の様式は、様式第10号のとおりとする。

（変更許可等の申請）

第13条 条例第14条第1項の規定による申請は、様式第11号の申請書により行うものとする。

2 条例第14条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 予定地の地目（墓地の区域等を拡張する場合に限る。）

(2) 墓地の区域等を変更し、又は墓地等を廃止する理由

(3) 工事着手予定日及び工事完了予定日

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該

各号に定める書類とする。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

(1) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を拡張する場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 条例第9条第2項第1号から第3号までに掲げる書類

イ 第3条第5項第1号及び第6号から第14号までに掲げる書類

ウ 第8条第3項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を縮小する場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第2号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号及び第3号に掲げる書類

ウ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号に掲げる書類

イ 第3条第5項第13号及び第14号に掲げる書類

ウ 廃止しようとする墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

エ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(変更の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、様式第12号の届出書に第3条第5項第8号から第11号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。

2 条例第16条第2項の規則で定める事項は、墓地等を設置している土地の地番とする。

3 条例第16条第2項の規定による届出は、様式第13号の届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 墓地等の経営の許可を受けた者の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更にあつては、法人の登記事項証明書

(2) 墓地等を設置している土地の地番の変更にあつては、当該土地の登記事項証

## 明書

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第15条 条例第17条の規定による届出は、様式第14号の届出書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 墓地又は火葬場を新設する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第10号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類

(2) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類

(3) 墓地又は火葬場を廃止する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号に掲げる書類

イ 第3条第5項第13号及び第14号に掲げる書類

ウ 廃止しようとする墓地又は火葬場に係る土地の登記事項証明書

(証明書)

第16条 条例第20条第2項の証明書の様式は、様式第15号のとおりとする。

(管理者の届出)

第17条 法第12条の規定による届出は、様式第16号の届出書により行うものとする。

(書類の提出等)

第18条 法及び条例の定めるところにより市長に提出する書類は、正副2通とする。

2 市長は、前項の規定により書類が提出されたときは、法及び条例に適合しているかどうかを墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第10条に規定する環境衛生監視員に調査させるものとする。

(台帳の備付け)

第19条 市長は、墓地等の経営の許可に係る台帳を備え付け、常にその記載内容を整理しておくものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整を加え使用できるものとする。

附 則 (平成17年3月2日規則第12号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第74号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月27日規則第65号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第60号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月2日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

墓地使用契約約款の内容の基準

区分	事項
<p>墓地使用権型 （契約に基づき墓地の使用権の設定を行うものであって、使用者の地位を承継することができるものをいう。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の目的</li> <li>2 墓地の使用権の内容</li> <li>3 墓地の使用に当たっての遵守事項</li> <li>4 墓地の使用料の額</li> <li>5 墓地の管理についての経営者と使用者の責任の分担</li> <li>6 墓地の管理料の支払の義務並びに管理料改定の事由及び手続</li> <li>7 使用者の地位を承継した者の当該地位を承継した旨の経営者に対する届出義務</li> <li>8 使用者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い</li> <li>9 経営者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い</li> <li>10 契約の終了の事由及び契約終了後における焼骨、墓石等の取扱い</li> </ol>
<p>埋蔵管理委託型 （契約に基づき埋蔵及び管理の委託を行うものをいう。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の目的</li> <li>2 委託事務の内容</li> <li>3 埋蔵後一定年数を経過したときは、合葬墓又は納骨堂に焼骨を移すことができる旨</li> <li>4 埋蔵及び管理に係る委託料の額</li> <li>5 委託者等（埋蔵及び管理を委託した者及びその地位を承継した者をいう。）による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い</li> <li>6 経営者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い</li> </ol>